

第 52 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2017 年 7 月 9 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大教教気付

- ・立命館大学労働者過半数代表選挙 p. 1
- ・関西圏の国立大学における 5 年無期転換ルールへの対応 p. 2~3
- ・私立大学の学費負担の軽減と奨学金の充実署名に協力を p. 3
- ・関西大学でも労働者過半数代表選挙 p. 1~2
- ・夏季カンパのお願い p. 4

立命館大学労働者過半数代表選挙始まる

立命館大学は例年、6 月から 7 月にかけて労働者過半数代表選挙をおこなっています。キャンパス(衣笠、朱雀、茨木、びわこ)ごとに選管を選出し、4 キャンパス合同で選管委員会を開催し、日程を決定します。今年の選管は教職員組合・関西非正規等労働組合(ユニオンぼちぼち)・当組合によって構成されています。6 月 15 日から立候補を受け付け(一週間)、告知期間を経て、7 月 3 日から 7 月 14 日までを投票期間としています。

就業規則の作成・変更にあたり、使用者は労働者過半数代表の意見を聞き、その意見を付して労基署に届けねばなりません。また、過半数代表が認めない限り、職員の超過勤務(法定時間外労働)は労基法違反となります。さらに、立命では 2016 年度から「授業担当講師制度」を導入しているため、この制度に反対している当組合と「ユニオンぼちぼち」は共同して立候補者をだし、就業規則改訂のために尽力する所存です(今年も、当組合の長澤高明副

委員長が立候補しています)。また、今年は「ユニオンぼちぼち」が各候補者に公開質問状をだし、その回答を配付し、投票を呼び掛けています。立命に出講している非常勤の方は投票よろしくお願ひいたします。

選管は選挙広報を2回(1回目は日程・投票方法・選挙区の周知。2回目は各候補者の所信表明)にわたり全キャンパスで配付し、法人側も有権者名簿の作成および投票所の提供に協力しています。立命以外の大学でも、来年度から始まる「無期転換権の行使」をめぐる就業規則の改訂に乗り出す動きがあり、そのために非常勤講師や非常勤職員を有権者とする過半数代表選挙を行う大学が増えてきていますが、残念ながら、その手続きはおおよそ民主的とはいえない内容です。この機会に、ぜひ、選挙の情報を当組合にまでお知らせください。民主的な選挙を実現するためにご協力お願ひいたします。(文責 長澤)

関西大学でも労働者過半数代表選挙

関西大学でも非常勤講師を含めた初めての労働者過半数代表選挙がおこなわれることに

なりました。これまで関西大学では過半数代表の選出は専任教職員だけでおこなわれてきま

したが、労働基準監督署に 36 協定を届けたところ、非常勤教職員を含めた労働者過半数代表選挙をするよう労基署に指導され、それに対応するために労働者過半数代表選挙の実施要項を専任組合間だけで作成しました。これによって、選挙管理委員会も専任の教職員組合員だけで構成され、非常勤教職員は最初から選挙管理委員会から排除されています。

6月20日に大学から過半数代表選挙公示が非常勤講師に突然送られてきました。当組合が選挙管理委員会に問い合わせたところ、代表選挙の選出方法にかなり問題があることが判明しました。投票日は1日だけで投票場所もほ

とんど知られていない職員組合事務所となっています。これでは、週に1~2回しか大学に来ない非常勤講師の投票は困難です。一応、不在者投票制度はありますが、投票用紙をもらうためには総務局人事課に行くか電話で問い合わせる必要があり煩雑な手続きになっています。なお立候補者が一人だけだと不信任投票となり、数票で労働者過半数代表が決められることとなります。これでは今までと何ら変わらないことになり、これを避ける意味もあって当組合の江尻彰書記長が立候補しました。次年度については投票方法の改善を求めていると思います。(文責・江尻)

国立大学の無期雇用契約転換ルールの対応 状況に関する文部科学省アンケート調査結果

2018年4月1日以降、労働契約法第18条によって2013年から継続雇用の非常勤講師・職員には無期雇用契約への転換申込み権が生じます。今年の3月31日時点での全国の国立大学法人の無期転換ルールの対応状況に

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/05/19/1222251_03.pdf

1. 非常勤講師・職員を原則無期転換する大学:京都教育大学 ①契約更新に上限を設けない(原則、無期転換する)、奈良教育大学 ①契約更新に上限を設けない(原則、無期転換する)ただし、外部資金等のプロジェクトにより雇用されるものおよび特任教員については5年(大学教員・特任教員は10年)を上限とする。

2. 非常勤講師は原則無期転換する大学:滋賀医科大学【特任教員、医員、研修医、時間給雇用職員、非常勤講師等】契約更新に上限を設けていない。上記のような労働契約法改正

に関する文部科学省のアンケート調査結果が5月に公開されました。関西の国立大学で注目すべき回答を引用します。詳しくは以下を参照:

以前から定めている契約更新のルールを維持しつつ、在職中に無期転換申込権が発生した場合に当該職員から申し込みがあれば、同じ労働条件で無期契約に転換する。大阪教育大学【非常勤講師】原則対応として無期化を容認している。

3. 2013年3月31日以前から雇用の非常勤講師は原則無期転換する大学:神戸大学 【非常勤講師】教育の質保証の観点から大学が特に必要と認める非常勤講師については、5年の契約期間を超えて更新することができるとしている。また、組合交渉を踏まえ、平成24年

度に、年度を通じて雇用された非常勤講師(以下「通年雇用者」という。)で、平成 25 年度から平成 28 年度まで引き続き通年雇用者として在職した者については、労働契約の契約期間の制限を設けないものとした。

4. 殆ど無期転換せずに非常勤講師・職員を原則 10 年／5 年雇い止めする大学:大阪大学
⑤職種によって異なる対応を行う 法人化の際に、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(厚生労働省告示 357 号)」に基づき、契約更新の判断基準を明示するよう有期雇用職員に契約期間の上限を定め、現在は最長雇用可能年数を「5 年以内」としており(就業規則にその旨明記し、採用時に周知している。)、労働契約の期間が5年を超えることがな

い。ただし、法人化以前から在職している「技能補佐員」と「教務補佐員」については、満65歳の年度末まで雇用することを可能としているため(平成21年11月決定)、これらの者を対象とした無期転換制度を作成した。また、教員任期法に基づき期間の定めのある労働契約を締結した者又は研究開発力強化法の定めに該当する者については、最長雇用可能年数を「10年以内」としている(就業規則にその旨明記し、採用時に周知している)。ただし、大学が定める特定の場合に該当し、財政上支障がないと認められ、雇用することがやむを得ないと人事労務担当理事が承認した場合に限り、10 年を超えて雇用することができることとしている。

(文責:新屋敷)

私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額をもとめる国会請願証明にご協力を

現在、関西私大教連が標記の署名活動をおこなっています。請願事項は、①給付型奨学金の給付額と対象者を増やす。無利子奨学金を希望者全員に。②奨学金返済の負担軽減。③学費無償化に向けた計画立案。④経常的経費の半分を補助すること(私大助成増額)などです。

2016 年度の統計では、私立大学(短大を含む)の学生は全学生の約 74%(223 万人)、私大の初年度納付金は平均で 131 万円、高校入学から大学卒業までの入学・在学費用は総額で900万円となっています。請願署名運動が実って、2017 年度から給付型奨学金制度が新設されましたが、その対象となる人数は非常に限定されています。また、私立大学は、法律上、国立大学と同等の高等教育機関ですが、国か

らの補助金には大きな差があります(私立大学生一人平均 14 万円、国立のそれは 180 万円)。経常的経費の補助額も少なく、現在は 10%ほどです。このため、私立大学は高学費に依存せざるを得ない状況に置かれています。

2012 年には、日本政府はそれまで保留していた国際人権A規約13条の「高等教育の漸進的無償化」条項を受け入れましたから、憲法改正などしなくとも、教育の無償化は実現できます。また、学生世帯の財産状況とも無関係に教育無償化を実現することは可能です(自由権規約26条)。

皆さんもぜひ、この署名にご協力ください。

(文責 長澤)

夏季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく13年半を迎えようとしています。2018年度4月から労働契約法18条に基づいて5年で無期契約への転換権が発生します。これに向けて各大学で非常勤講師の就業規則の改正の動きが進んできています。

近年、カンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

(振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後

メール: sodan@hijokin.org(随時)